

(仮称) 市道の構造の技術的基準を定める規則(案)、(仮称) 市道に設ける道路標識の寸法に関する規則(案)及び(仮称) 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則(案)の概要

(建設部道路河川課)

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」。)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。)いわゆる「第2次一括法」。)の施行に伴い、道路法等が一部改正され、地方公共団体は、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を、地方公共団体の条例に定めることとなった。

磐田市では、今回の法改正を受けて「磐田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例(以下「市条例」という。)」を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則を制定する。

2 概要

(1) 市条例の制定にあわせ、磐田市が管理する市道に関する基準の詳細を規定する規則を定める。

- ① (仮称) 市道の構造の技術的基準を定める規則
- ② (仮称) 市道に設ける道路標識の寸法に関する規則
- ③ (仮称) 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則

(2) 市が規則で定める基準は、国が定める基準を参酌した上で定める。このうち、市が独自の内容を規定する基準の項目とその主な内容は以下のとおりとする。

(詳細は「3 独自の内容を規定する基準項目の詳細」を参照)

市が独自の内容を規定する基準	市規則	基準項目	左の基準項目の主な内容		
			市の基準	(参考) 国が定める基準	
市道の構造の技術的基準	①	植樹帯	必要がある場合に設ける	第4種第1級及び第2級の道路に設ける	
		歩道等(※1)	縦断勾配	最大値を5%とする(※2)	(規定がない)
			舗装	雨水を地下に浸透させることができる構造とするとともに、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする(※2)	舗装する
			横断勾配	1%以下とする(※2)	2%を標準とする
市道に設ける道路標識の寸法	②	文字(ローマ字)の大きさ	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値	文字(漢字、かな)の大きさの50%の値	

(3) (2)で掲げる基準項目以外は、国が定める参酌すべき基準と同じ規定を設ける。ただし、(1)の②及び③の規則で定める基準は、今後改正される省令の内容を参照して定める。

(※1) 「歩道、自転車歩行車道及び自転車道」のことを言う。

(※2) 地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。

3 独自の内容を規定する基準項目の詳細

① (仮称) 市道の構造の技術的基準を定める規則

本規則は、国が定める基準である「道路構造令」の内容を参照して定めるもので、磐田市全域の市管理道路の新設・改築の基準を定める規則である。

市は、この規則を定めるにあたり、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保すべき重点整備地区などで適用する道路の基準「道路移動等円滑化基準^(※3)」の考え方を広げて適用することも含めて検討した結果、以下の基準項目について独自の内容を規定する。ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。

【植樹帯】

道路構造令では、「第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設ける」ものとされているが、当規則では、必要がある場合において、植樹帯を設けるものとする。

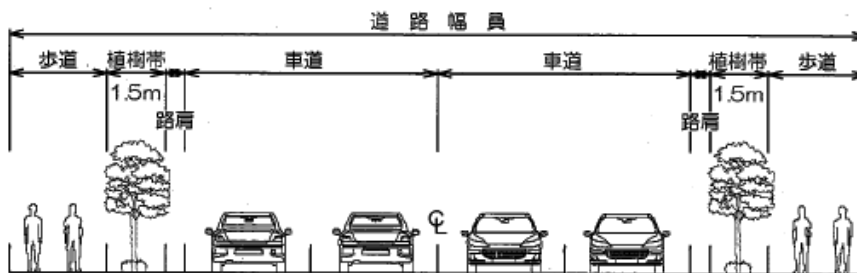
都市部の幹線となる道路であり、自転車や歩行者の交通量も多く、また景観上の配慮が必要と考えられる第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設置することが必要であるが、第4種第1級及び第2級の道路であっても、沿道の状況によっては必ずしも植樹帯が必要でない箇所もあると考えられる。

道路構造令の解説と運用P250に記載されているように、植樹帯は、良好な道路交通環境の整備、沿道における良好な生活環境の確保、都市部の良好な公共空間の形成等の役割や機能を有している。この役割や機能を考慮し、第4種第1級及び第2級の道路だけでなくその他の道路においても、景観法などにより景観上の配慮が必要となる場合、道路交通に起因する騒音、大気汚染の軽減が必要となる場合などにおいては、植樹帯を設置するものとする。

(参考イメージ図)

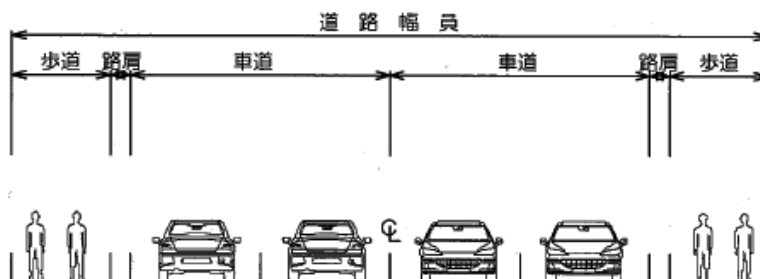
現状

第4種1級または2級の道路については、植樹帯を設けます。



独自

沿道の土地利用、地域の状況等に合わせ植樹帯について柔軟に対応します。



【歩道等の縦断勾配】

道路構造令では歩道等の縦断勾配は定められていない。しかし、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、歩道等の縦断勾配は可能な限り小さくする必要があることから、市では、その最大値を5パーセントと定める。

なお、5パーセントという数値は、道路移動等円滑化基準において規定されている勾配で、車いす使用者が登坂可能な勾配である。

【歩道等の舗装】

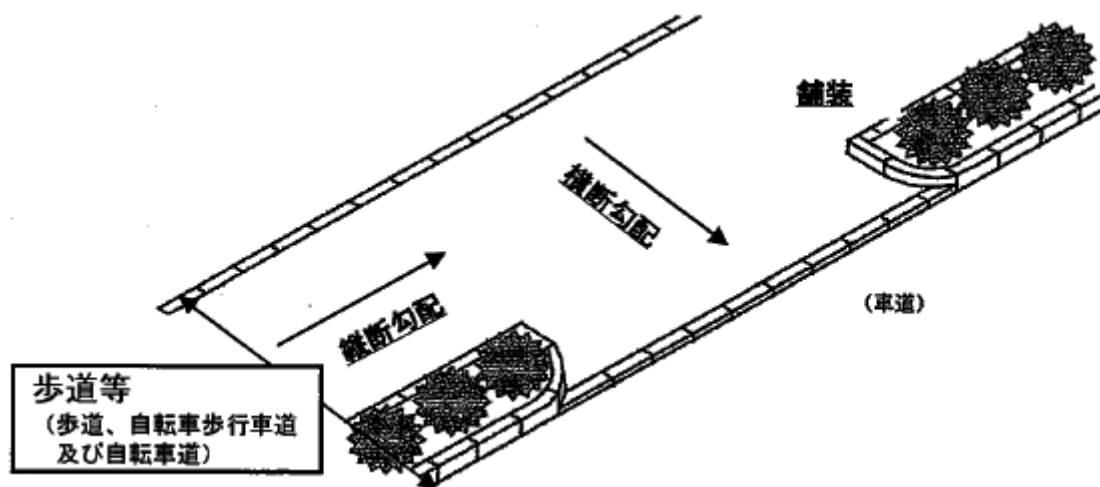
道路構造令では「歩道等を舗装する」と定められている。しかし、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、路面が平坦で雨天時に水たまりができないことが必要であることから、市では、道路移動等円滑化基準と同様「歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させる構造とし、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする」ことを定める。

【歩道等の横断勾配】

道路構造令では歩道等の横断勾配は「2パーセントを標準」とすると定められている。しかし、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、歩道等の横断勾配は可能な限り小さくする必要があることから、市では、これを「1パーセント以下」と定める。

なお、「1パーセント以下」は、道路移動等円滑化基準において規定されている勾配で、舗装の目づまりによる一時的な水たまりの発生等を抑えるためのものである。

(参考イメージ図)



(※3) 国が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項において規定する「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準」

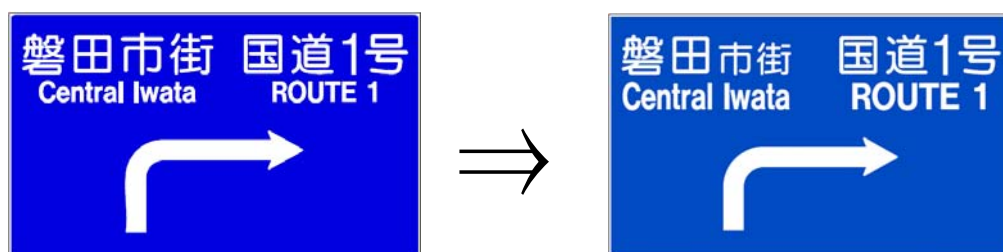
② (仮称)市道に設ける道路標識の寸法に関する規定

【道路標識の寸法のうち文字(ローマ字)の大きさ】

国が定める基準である「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定めるものの寸法のうち、道路標識の文字(ローマ字)の大きさについては、文字(漢字、かな)の大きさの50%の値と定められている。しかし、道路利用者の国際化に対応し、道路標識の視認性及び判読性を向上させるため、市では、これを文字(漢字、かな)の大きさの65%の値へ拡大する。

なお、文字(ローマ字)の拡大表示の実施については、国土交通省が設置する「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」においても提言されている。

(参考イメージ図)



4 施行日

規則の施行日は、市条例の施行日と同様、平成25年4月1日とする。